

離婚

子ども

民法改正から1年

面会 第二者が仲立ち

親権、養育費、面会交流……。

離婚を決意した夫婦には、決め
るべき」ことが多い。感情的に対
立した中で、「子どもの利益を
最優先する」と思いを巡ら
せるのは難しい。民法改正後、
注目を集めるのはそんな父母の
仲立ちをする第三者の役割だ。

「あんな夫に、子どもをなぜ会
わせなければならないの」。大阪
府内のファイナンシャルプラン
ナー加藤葉子さんに、電話の向
こうの女性は苦しげに訴えた。
家裁の調停で夫と子どもの面会
を強く促されたという。女性向
けの離婚相談会を開く加藤さん
の元には改正後、面会交流の相
談が寄せられるようになつた。

加藤さんも調停を経て離婚。
小学生の娘は元夫と月1、2回
会っている。離婚前の複雑な胸
中を察しながら、「面会前後の
お子さんの様子をよく見てあげ
て」と助言した。

*
厚生労働省の2009年の
「離婚に関する統計」では、離
婚後、母親が親権を得る割合が
8割。面会交流の大半は、子ど



相談者と話す加藤さん(右)。「頭ごなしに面会を勧めず、本人の思いを十分受け止めるようにしている」と言う

もが父に会う形だ。

離婚に絡む公正証書作りを手
助けする同府内の行政書士は、
法改正で離婚届にチェック欄が
でき、面会交流の意義を説明し
やすくなったという。感謝料や

養育費の金額ばかりを注視しが
ちな母親に、こう言い添える。

「子どもが別れて住む親からも
愛情を受けられるよう、考えて」

公益社団法人「家庭問題情報
センター・大阪ファミリー相談
室」(大阪市)は03年から、面
会の仲立ちをしている。原則1

年間、両親の日程を調整し、事
務所内での面会に付き添う。料

金は2時間1万円。利用者は年
々増えており、昨年度の面会は
約420回で、3年前の倍以上
だった。

同センター常務理事の山口恵
美子さんは「こうした支援を行
う団体は全国に約20あるが、多
くが都市部に集中している」。

ほとんどが有料で、1回1万円
以上かかる場合も少なくない。

面会交流には、配慮が必要な
ケースもある。配偶者からの暴
力(DV)による離婚だ。

離婚問題に詳しい弁護士の乗
を促されるDV被害者の母親の
姿を見てきた。「一律に面会を
相談するよう言われ、被害者の
負担は増した。子どもの声を丁
寧に聞き、支える第三者機関と
ノウハウが重要」と訴える。

力(DV)による離婚だ。

井弥生さんは、家裁で面会交流
を促されるDV被害者の母親の
姿を見てきた。「一律に面会を
相談するよう言われ、被害者の
負担は増した。子どもの声を丁
寧に聞き、支える第三者機関と
ノウハウが重要」と訴える。

新潟大教授の南方暁さん(家
族法)はこう話す。「日本では、
離婚は個人の問題として公は介
入せず、という考えが根強く、
両親の離婚を経験した子どもの
権利は置き去りだった。しかし、
児童虐待のように、子どもを守
る観点から、社会がかかわり、
支えるべきだ」

「公金を費やす場合、所得制
限を設けるを得ない」のが理
由だ。東京都の事業には昨年5
道子が担当しました)

月の開始から今年2月までに3
23件の相談があつたが、大半
は条件を満たさず、実際に面会
したのは13件だった。実施を見
送っている理由について、ある
自治体の担当者は「離婚問題に
介入できる専門家がおらず、予
算が確保できない」と明かす。
こうした中、兵庫県明石市は、
今月開設した「いじめ総合相談
窓口」を活用し、弁護士や臨床
心理士らが今後、面会交流や子
どもの養育計画などの悩みにも
応じる方針だ。子どもを主役に
した対策に取り組むとしている。